| 分類 | 支援名称 | 概要 | 申請方法等 | 所管 | 備考 | 担当課 |
|---------|--------------------------------------|--|---|-----|---|------------------|
| 生活再建 | 生活環境美化事業 | ・浸水被害にあった家屋(床下・床上浸水)の感染 症予防のため、消毒剤(消石灰・オスバン)を配布 対象:床上床下浸水被災者。配布期間:7/16~8/7 (平日8:30~17:00) 配布場所:各地域振興課 | 配布場所で受領時に申請 | 市 | | 環境課 健康 増進課 |
| 生活再建 | 被災者生活再建支援制度 | 自然災害により生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者 生活再建支援金を支給 | 窓口で申請 (必要書類:罹災証明書 他) | 国 | 参考:大分県ホームページ(被災者生 活再建支援法の適用について) | 防災 安全課 |
| 生活再建 | 大分県災害被災者 住宅再建支援制度 | 住家が全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた被災者 の早期生活再建支援 | 窓口で申請 (必要書類:罹災証明書 他) | 県・市 | | 防災安全認 |
| 生活再建 | 公費解体 | 損壊家屋等の解体を公費(国の特例措置による補助 等)により実施する | ※申請窓口準備中(市の罹災証明書が必要) | 国 | 補助対象の適否は環境省から の通知による | 環境課 |
| 生活再建 | 住宅の応急修理 (災害救助法) | 住家が一部損壊(準半壊)を受け、自らの資力では 応急修理をすることができない世帯、又は半壊・大 規模半壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した 住宅の日常生活に必要最小限の部分について、応急 的な修理を市が業者に依頼し、修理費用を市が直接 業者に支払う制度 【基準額(消費税込み)】 半壊・大規模半壊: 595,000 円以内 一部損壊(準半壊): 300,000 円以内 | 福祉課に下記書類の提出 ① 住宅の応急修理申込書 ② 罹災証明書(写し可) ③ 施工前の被害状況が分かる 写真 ④ 修理見積書 (様式有) ⑤ 資力に関する申出書 | 市 | ※修繕を行う住家に引き続き 住む事が条件 ※住宅の応急修理の対象は、 屋根等の基本部分、ドア等の 開口部、上下水道等の配管・ 配線、トイレ等の衛生設備の 日常生活に必要な部分 ※大規模半壊の場合は資力要 件はなし。半壊・準半壊の場 合は申出書により客観的に資 力の有無を判断 | 福祉課 |
| 生活再建 | 被服・寝具・その 他生活必需品の給 与 (災害救助法) | 住家の全壊、流失、半壊、又は床上浸水等により、 生活上必要な物品を喪失し日常生活をに支障が出た 方に生活必需品を現物給付する制度 【限度額】 夏季半壊3人世帯 12,400円 夏季全壊3人世帯 35,800円 ※限度額は住家の被害状況、世帯人数、夏季冬季に より変動 | 福祉課に下記書類の提出 ①支給申請書 ②罹災証明書(写し可) | 市 | | 福祉課 |
| 生活再建 | 学用品の給与 (災害救助法) | 住家の全壊、流失、半壊、又は床上浸水等により、 学用品を使用することができず、就学上支障のある 高校生までの方に教材及び文房具を現物給付 【限度額】 教科書代 実費 文房具代 小学生4,500円 中学生4,800円 高校生5,200円 | 福祉課に下記書類の提出 ①支給申請書 ②罹災証明書(写し可) | 市 | | 福祉課 |
| 生活再建 | 災害障害見舞金 | 災害により負傷又は疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方へ見舞金を支給 【見舞金額】 ・法律の基準に該当する場合 世帯生計維持者 250万円 それ以外の方 125万円 ・法律の基準に該当しない場合 世帯生計維持者 125万円 それ以外の方 62万5千円 | 福祉課に下記書類の提出 ①災害障害見舞金支給申請書 ②罹災証明書(写し可) ③障害を有することを証明す る診断書 | 市 | | 福祉課 |
| 生活再建 | 災害援護資金 | 住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方へ資金の貸し付けを行う。 償還期間10年(据置期間3年) 利率 保証人あり 0% なし1% 【貸付限度額】 貸付額限度額 350万 ※世帯主の負傷状況・住居の損壊状況等により貸付 限度額は変動する。 | 福祉課に下記書類の提出 ①災害援護資金借入申込書 ②罹災証明書(写し可) ③住民票の写し ④世帯全員の前年度市・県民 税課税証明書 | 市 | ※所得制限 市町村民税における前年の総 所得金額 1 人世帯 2 2 0 万円 2 人世帯 4 3 0 万円 3 人世帯 6 2 0 万円 4 人世帯 7 3 0 万円 ただし、その世帯の住居が滅 失した場合にあっては、1,270 万円 | 福祉課 |
| 党金・利用料等 | 水道料金の減免 | 令和2年7月使用分において、罹災証明書の内容に 応じて減免 | 窓口及び郵送 (受付のみ電話可) 必要書類:罹災証明書の写し | 市 | | 水道課 |
| 党金・利用料等 | NHK放送受信料免除 | 半壊、床上浸水以上程度の被害を受けた建物の受信 契約が対象 | 受信料免除申請書に罹災証明 書の写しを添付して、大分放 | NHK | | |

1

| | 分類 | 支援名称 | 概要 | 申請方法等 | 所管 | 備考 | 担当課 |
|-----|-------|-------------------------------------|--|--|----|---|-----|
| 税金 | ・利用料等 | 農業集落排水施設 使用料の減免 | 農業集落排水施設使用料の使用料の全部又は一部免除 | 市に減免申請する | 市 | | 環境課 |
| 税金 | ・利用料等 | 市県民税の減免 (住宅・家財の被 災) | り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和2年度市県民税(納期未到来分)が減免されることがある。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 *納税通知書(納付書) *保険金等の金額が分かるも の(該当する場合) | 市 | *災害により、死亡した・生活保護を受けることになった場合は全額減免、障がい者となった場合は9/10減免 | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 市県民税の減免 (農作物の被災) | 農作物の減収による損失額(共済金等を控除する) の合計が平年の収入の3/10以上となった場合、一 定の要件に基づいて農業所得に係る令和2年度市県 民税(納期未到来分)が減免されることがある。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑*共済 金等の金額が分かるもの(該 当する場合) | 市 | *申請・減免の流れの詳細は 窓口で案内 | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 市税の徴収猶予 | 災害により免除になる市税以外の納付すべき市税が あるときに、その納付が困難なときは申し出により 納期限の延長や分割納付が可能 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 | 市 | | 税務課 |
| 税金・ | ・利用料等 | 国税の徴収猶予 | 災害により、財産に相当な損失を受けた場合は、大 分税務署長に申請し、その承認を受けることによ り、納税の猶予を受けることができる。 | 窓口・郵送・e-Taxにて申請受 付 | 田 | | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 固定資産税の減免 (土地) | 土地の被害(農地又は宅地が流出、水没、埋没又は 崩壊した場合)面積が当該土地の地積の10分の2を超 えた場合には、損害の程度に応じて減免 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *被 災証明書 | 市 | | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 固定資産税の減免 (家屋) | 倒壊や床上浸水の被害があった場合には、損害の程度に応じて減免 (床下浸水のみの場合は対象外) | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 | 市 | | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 固定資産税の減免 (償却資産) | 災害を受けた償却資産の程度に応じて減免 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *被 災証明書 | 市 | | 税務課 |
| 税金 | ・利用料等 | 国保税の減免 | り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和2年度国保税(納期未到来分)が減免されることがある。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 *納税通知書(納 付書) *保険金等の金額が分かるも の(該当する場合) | 市 | *災害により、死亡した・生 活保護を受けることになった 場合は全額減免、障がい者と なった場合は9/10減免 | 保険課 |
| 税金・ | ・利用料等 | 雑損控除の適用 (所得税確定申告 ・市県民税申 告) | 災害又は盗難若しくは横領によって、資産について 損害を受けた場合等には、令和2年分以降の個人所 得税及び令和3年度以降の市県民税において、一定 の金額の所得控除を受けることができる。 申告期間中(令和3年2月中旬~3月中旬)の申告 となる。 | 【必要なもの】*印鑑*通常、申告に必要となる書類*罹災証明書(または被災を証明する書類)*災害によるやむを得ない支出の分かる領収書等*保険金等の金額が分かるもの(該当する場合) | 国市 | * 申告時期は翌年 | 税務課 |
| 税金・ | ・利用料等 | 国民健康保険及び 後期高齢者医療一 部負担金免除 | 下記の①~⑤のいずれかに該当する方は、窓口でその旨を申告いただくことで、医療保険の窓口負担の支払いが令和2年10月末まで不要となります。①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方②主たる生計維持者が死亡された又は重篤な疾病を負われた方③主たる生計維持者の行方が不明である方④主たる生計維持者が業務廃止、または休止された方。⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方 | 医療機関の窓口での申告 | 市 | | 保険課 |
| 税金 | ・利用料等 | 後期保険料減免 | り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和2年度保険料(納期未到来分)が減免されることがある。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 *納税通知書(納 付書) *保険金等の金額が分かるも の(該当する場合) | 市 | *災害により、死亡した・生活保護を受けることになった場合は全額減免、障がい者となった場合は9/10減免 | 保険課 |

2

| 分類 | 支援名称 | 概要 | 申請方法等 | 所管 | 備考 | 担当課 |
|---------|-----------------------------|--|---|----|--|--------------------|
| 税金・利用料等 | 国民年金保険料の 免除 | 住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が免除される。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *年金手帳(又はマイナンバーカード) *国民年金保険料免除納付猶予申請に係る被災状況届(又は罹災証明書) | 围 | | 保険課 |
| 税金・利用料等 | 介護保険料減免及 び徴収猶予 | り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和2年度介護保険料(納期未到来分)が減免されることがある。 | 窓口にて申請受付 【必要なもの】*印鑑 *罹 災証明書 *納入通知書(納 付書) *保険金等の金額が分かるも の(該当する場合) | 市 | *減免・申請の流れの詳細は 窓口で案内 | 高齢者 支援課 |
| 事業者向け | 社会福祉施設整備 災害 復旧費国庫補助金 | 災害により80万円又は40万円以上の復旧費を要する 被害のあった事業所への国費による補助(国3/4、事 業所負担1/4) | 直接書類を県へ提出 | 県 | 厚生労働省が高齢者、障害者、児童の各施設が災害により被災したときに復旧の費用を助成 | 福祉課・ 高齢者 支援課 |
| 事業者向け | 災害復旧貸付 | 日本政策金融公庫による貸付 (国民生活事業:利率1.36%、限度額に上乗せ3000 万円) | 日本政策金融公庫に相談 | 玉 | | 商工 観光課 |
| 事業者向け | セーフティネット 保証 4 号 | 経営の安定に必要な資金の融資に対して信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証(100%保証) | 信用保証協会に相談 | 玉 | ※売上高の減少 (20%以上) について市の認定が必要 | 商工 観光課 |
| 事業者向け | 小規模企業共済制 度の災害時貸付 | 小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が低利で融資を行う。(利率0.9%、限度額1000万円) | (独)中小企業基盤整備機構 共 済相談室に相談 | 玉 | ※災害による被害又は売上高 の影響を受けたことの商工会 等の証明が必要 | 商工観光課 |
| 事業者向け | 特別相談窓口 | 災害で影響を受けた中小企業者の各種相談窓口を設置 置 【融資】日本政策金融公庫・商工中金、【全般】商工会、よろず支援拠点 | 電話相談・窓口相談 | 玉 | 中小企業庁HP https://www.chusho.meti.go. ip/saigai/2020/202007gouu/ index.html | 商工観光課 |
| 事業者向け | 相談窓口 | 災害で影響を受けた中小企業者の各種相談窓口を設置(経営・金融) | 大分県経営創造・金融課に相 談 | 県 | | 商工 観光課 |
| 農業関係 | 農地・農業用施設 等災害復旧事業 | 降雨や洪水により被災した「農地等」を原形に復旧 するための事業費の一部を国が負担する制度 | 現地を確認後、該当する箇所 については、後日、市より連 絡する。 | 玉 | 一箇所の工事費用が40万円 以上 | 農林 整備課 |
| 農業関係 | 由布市単独災害復 旧事業補助金(弔 慰金) | 上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、緊急に土砂の取り除きの必要があると認められる農林業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 | 補助金交付申請書に必要な書 類を添付して、市に申請す る。 | 市 | 事業費の2分の1を補助 | 農林 整備課 |
| 農業関係 | 由布市農地等災害復旧事業補助金 | 上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、農地又は農業用施設の復旧事業の事業費が13万円以上40万円未満のものに対し、市が補助する制度 | 補助金交付申請書に必要な書 類を添付して、市に申請す る。 | 市 | 農地は100分の50 農業用施設は100分の65 を補助 (激基災害時は上乗せ) | 農林整備課 |
| 農業関係 | 由布市土地改良事 業原材料の支給 | 基準を満たした農道及び水路の改修工事を行う場合 に、市が原材料費の一部を支給する制度 | 支給申請書に必要な書類を添 付して、市に申請する。 | 市 | 原材料費の2分の1を補助 | 農林 整備課 |

3